

土地の現況調査にご協力を

市では、8月から10月にかけて、土地の現況調査を行います。これは、固定資産税・都市計画税を課税するにあたり、土地の利用状況などを確認するために実施しているものです。期間中、必要に応じて利用状況などをお聞きすることや、敷地への立ち入りをお願いいたす場合があります。ご協力をお願いします。

※調査時、職員は徴税吏員証を携帯しています。

問合せ 税務課 ☎042(346)9524

家屋調査にご協力を

市では、平成30年1月2日以降に新築・増築された家屋を訪問して調査を行います。これは、平成31年度から新たに固定資産税・都市計画税を課税するにあたり、その基となる評価額を算出するため、家屋に使用されている資材や仕上げなどを部屋ごとを確認するものです。対象となる家屋の所有者には、個別に連絡をします。ご協力をお願いします。

※訪問時、職員は徴税吏員証を携帯しています。

問合せ 税務課 ☎042(346)9525

東村山税務署 消費税軽減税率制度説明会

東村山税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

とき 9月6日(木) 午後3時～5時

ところ 市役所6階大会議室

申込み 当日、会場へ

問合せ 東村山税務署法人課税第1部門 ☎042(394)6811(音声案内で2番を選択)

家屋を取り壊したとき

家屋を取り壊した場合は、翌年度からその分の家屋の固定資産税・都市計画税がかからなくなります。現地確認を行いますので、次の3点をご連絡ください。

▽家屋の所在地番(住居表示の住所)

▽家屋の所有者の氏名

▽取り壊し日

また、取り壊した家屋が登記されている場合は、建物滅失登記の手続きも必要です。詳しくは、東京法務局田無出張所へお問い合わせください。

問合せ 税務課 ☎042(346)9525、東京法務局田無出張所 ☎042(461)1130

特定個人情報保護評価書の見直し

市では、自治体が行う事務でマイナンバーを含む個人情報を持つ前に、個人のプライバシーの影響や情報漏えいの危険性を分析した特定個人情報保護評価書を見直しました。この評価書は、少なくとも1年に1回は実態に合わせて見直すことになっています。

評価書は、市政資料コーナー(市役所1階)で見直してください。

要項をご覧ください。

問合せ 職員課(〒187-8701 小平市役所) ☎042(346)9514

市職員を募集

平成31年度採用

募集職種・採用予定人数・応募資格

下表のとおり

試験日 9月16日(日)

採用試験要項・申込書の配布 8月17日(金)まで、職員課(市役所3階)・東部・西部出張所で配布

※送付で請求する場合は、応募職種を明記のうえ、百20円切手を貼った返信用封筒(角型2号)を同封して、問合せ先へ。

※小平市ホームページからダウンロードもできます。

申込み ▽持参：8月17日(金)までに、提出書類を問合せ先へ

職種	採用予定人数	応募資格
一般事務	10人程度	平成元年4月2日以降平成13年4月1日までに生まれた方
一般事務 (身体障がい者対象)	若干名	昭和58年4月2日以降平成13年4月1日までに生まれた方で、次の要件をすべて満たす方 ▽自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な方 ▽身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている方 ▽通常の勤務時間(原則として週38時間45分、一日7時間45分)に対応できる方 ▽活字印刷文の出力に対応できる方 ▽口述による面接に対応できる方
一般技術(土木)	若干名	昭和57年4月2日以降平成13年4月1日までに生まれた方
保健師	若干名	昭和57年4月2日以降に生まれた方で、保健師資格を有するか、平成31年3月31日まで資格取得見込みの方
保育士	若干名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、保育士資格を有するか、平成31年3月31日まで資格取得見込みの方

審議会などの日程

それぞれ傍聴できます。

◆教育委員会定例会
とき 8月16日(木) 午後2時から

◆被爆体験者の話
とき 8月19日(日) 午後3時～4時30分

◆被爆写真パネル展示
とき 8月14日(火)～19日(日) 午前10時～午後5時(19日は午後4時まで)

◆防災会議
とき 8月23日(木) 午後2時から

非核平和学習事業 被爆体験者の話と原爆写真パネル展示

被爆から70年以上が経過し、戦争や被爆体験の継承が今、大きな課題になっています。この機会に、平和の大切さについて考えてみませんか。

◆被爆体験者の話
とき 8月19日(日) 午後3時～4時30分

◆被爆写真パネル展示
とき 8月14日(火)～19日(日) 午前10時～午後5時(19日は午後4時まで)

◆原爆写真パネル展示
とき 8月14日(火)～19日(日) 午前10時～午後5時(19日は午後4時まで)

◆防災会議
とき 8月23日(木) 午後2時から

小 平 市 非核平和都市宣言

世界の平和の実現と核兵器の廃絶は、わたしたち人類共通の願いです。

しかし、世界ではいまだ戦争がやまず、核兵器は人類の脅威となつていきます。

わたしたちは、世界で唯一の核兵器による被爆を体験した国民として、その悲惨さや恐ろしさを全世界に伝えていく重要な役割を担っています。

先人が築いた玉川上水の清らかな水を継ぎ、

また、8月6日には広島市で、8月9日には長崎市で、原爆死没者の霊を慰め、世界の恒久平和の実現を祈念するため式典が行われ、広島に原爆が投下された8月6日午前8時15分と、長崎に原爆が投下された8月9日午前11時2分に、平和の鐘を合図として1分間の黙とうがさげられます。

市民の皆さんも、それぞれの家庭や職場などで、黙とうにご協力をお願いします。

◆ ◆ ◆
この宣言は、平成17年6月市議会定例会で全会一致で可決されたものです。

平成17年6月7日 小平市

内容 原爆被害の実相と平和の大切さを伝える展示、記録映画やアニメの上映

※資料提供は広島平和記念資料館。

問合せ 地域学習支援課 ☎042(346)9834

地震による被害を防ぐためにブロック塀の点検を

6月18日に大阪府北部で起きた地震では、ブロック塀の倒壊により深刻な被害が発生しました。

このような被害を防ぐためにも、ブロック塀を所有、管理している方は、次の項目を点検して、不適合があれば付近への速やかな注意表示、補修、撤去などをお願いします。

▽塀の高さが地盤から2・2メートル以下である

▽塀の厚さが10センチ以上ある(塀の高さが2メートルを超える場合は、15センチ以上)

▽塀の長さの3・4割以下ごとに、塀の高さの5分の1以上突出した控壁がある

▽コンクリートの基礎がある

▽塀に傾き、ひび割れがない

▽塀の中に規定の間隔で鉄筋が配筋されている

特定計量器(はかり)の定期検査

取引や証明に使用される「はかり」は、2年に1度、検査を受けることが義務付けられています。

検査は、各事業所で東京都の検査員が実施します。対象者にはがきで通知していますが、はかりを持っていないのに通知がない方、新たにはかりを使用するようになった方、はかりを使用しなくなった方は、問合せ先へご連絡ください。

とき 8月7日(火)～9月4日(火)

ところ はかりを使用している事業所

問合せ 東京都計量検定所検査課 ☎03(5617)6638

今月の税 8月

◆市民税・都民税の普通徴収(第2期)

◆国民健康保険税(第2期)

※納付は、8月31日(金)の納期限までお願いします。

※市税はコンビニエンスストアで納付できるほか、インターネットを利用してクレジットカードでも納付できます。

◆検索 ヤフー公金

詳しくは、納税通知書をご覧ください。

※便利で納め忘れのない口座振替にご協力ください。

問合せ 収納課 ☎042(346)9526

8月11日(土)は祝日のため市役所(本庁)の土曜窓口はありません